

第3回 令和6年能登半島地震富山県復旧・復興本部員会議 次第

日時：令和6年3月27日（水）16:00～17:00

場所：防災危機管理センター5階大会議室

- 1 あいさつ
- 2 能登半島地震による富山県の被災状況及び国への要望状況
- 3 令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ
 - (1) 主な取組み
 - (2) 中間とりまとめ
- 4 その他

【配布資料】

- | | |
|-----|--------------------------------------|
| 資料1 | 能登半島地震による富山県の被災状況 |
| 資料2 | 国への要望状況 |
| 資料3 | 「令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ」の主な取組み |
| 資料4 | 令和6年能登半島地震に係る富山県復旧・復興ロードマップ(中間取りまとめ) |
-
- | | |
|-----|------------------------------------|
| 参考1 | 令和6年能登半島地震による被害及び支援状況（令和6年3月27日時点） |
|-----|------------------------------------|

1 液状化等による住家被害

1万6,019棟

(うち全壊232棟、半壊687棟)

2 公共インフラ等の被災状況

- ・公共土木施設 **325か所**
- ・農林水産関係 **2,642か所**



倒壊した家屋 (氷見市)



海洋深層水取水管断絶 (入善町)



液状化被害 (高岡市)



液状化による管水路・農道の被災 (氷見市)



崩落した国道359号 (小矢部市)



国（政府・与党）への要望活動

要望先

3月18日 岸田 文雄 内閣総理大臣
林 芳正 内閣官房長官

甚大な被害となっている液状化対策や、被災者の生活再建、中小企業等への追加支援、北陸応援割、公共インフラの復旧などへの支援を要望

2月11日 山口 那津男 公明党代表

1月24日 齊藤 鉄夫 国土交通大臣
坂本 哲志 農林水産大臣
松本 剛明 総務大臣
齋藤 健 経済産業大臣
森山 裕 自由民主党総務会長
高木 陽介 公明党政務調査会長



岸田内閣総理大臣への要望

1月20日 松村 祥史 内閣府特命担当大臣（防災、海洋政策）

国（政府・与党）への要望 施策等に反映されたもの

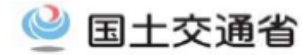
政府の「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」 （1月25日発表）に反映

- 中小・小規模事業者の工場・店舗などの施設や生産機械の設備などの復旧費を支援する「なりわい再建支援事業」
- 農業施設等の再建や漁船・漁具等の復旧支援などの農林水産業者への支援
- 観光振興に向け、風評対策や北陸応援割の実施
- 市町村の被害が甚大であった水道施設の国庫補助率の引上げ
- 倒壊家屋(全壊・半壊)の解体・撤去支援
- 雇用調整助成金や雇用保険の失業手当の特例的な対応

政府の復旧・復興支援本部会合（3月1日）で示されたもの

- 港湾施設の復旧への特例的な国補助と地方財政措置の創設
- 上水道・下水道の復旧への地方財政措置の拡充

能登半島地震により被災した宅地の安全確保支援



液状化による被害を受けた建物・宅地の安全性確保を図るためには、面的な液状化対策と建物の耐震化を一体的に行うことが必須。
 そのため関係する事業が連携して総合的に取り組むことによりエリア一体となって宅地・住宅の安全の確保を推進する。

○公共施設や周辺の住宅と共同で液状化対策を推進する場合

宅地液状化防止事業

主に宅地の用に供され、大地震時等に液状化現象が発生する可能性のある地域において、災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進。

要件

※下記各号に該当する地区で行われるもの

- ① 当該宅地の液状化により、公共施設（道路、公園、下水道、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。）に被害が発生するおそれのあるもの
- ② 変動予測調査等により、液状化による顕著な被害の可能性が高いと判定された3,000㎡以上の一団の土地の区域であり、かつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

交付対象事業・基礎額

宅地の液状化を防止するために行われる事業に要する費用：補助率**1/2**
（能登半島地震において引き上げ）

※宅地液状化防止事業の実施に支障となる被災した地盤や基礎の復旧など、事業の実施に必要な準備工事について地方公共団体が支援する場合に、効果促進事業として支援する。
（民間施工の場合の補助率1/3以内）。

※令和6年3月1日の予備費にて、液状化被害の直轄調査が導入されており、地質調査や工法素案作成などにより、事業の早期化に努める

交付金事業者

- 都道府県・市町村
- 宅地所有者等

※宅地液状化防止事業の事業化決定前に住宅・建築物安全ストック形成事業の支援を受けていた場合で、両事業の国費が重複する場合は、宅地液状化防止事業の交付額から重複分を控除する

○個別に建物の耐震化を図る必要がある場合

住宅・建築物安全ストック形成事業

住宅・建築物ストックの最低限の安全性確保を総合的かつ効率的に促進するため、住宅・建築物の耐震性等の向上に資する取組みに対して支援。

対象となる住宅

マンションを除く住宅

交付対象・交付額

耐震改修の種類	交付額 (国と地方で定額)
密集市街地等(防火改修含む)	150万円
多雪区域	120万円
その他	100万円

補強設計等費及び耐震改修工事費（耐震改修に必要な住宅の傾斜修復を含む）を合算した額

※交付額は、補助対象工事費の8割を限度

※建替えは改修工事費用相当額に対して助成

対象となる市区町村

住宅所有者に対する耐震化促進の取組みを行う地方公共団体。

I 1 住宅の復旧・復興（宅地液状化の対策）

■これまでの取組み

- ・被災状況の情報収集
- ・市町村に対して国及び県の支援メニューの情報提供
- ・宅地液状化の被害実情を踏まえた技術的・財政的支援の要望
 （ 要望先：松村防災担当大臣・堂故国土交通副大臣（1/20）
 齊藤国土交通大臣（1/24）、岸田内閣総理大臣（3/18） ）
- ・宅地液状化災害を受けた勉強会の開催（計3回）

■今後の取組み

- ・3月22日に国から液状化対策に対する支援策が発表されており、県として、この支援策を最大限活用できるよう被災市と密接に連携して取り組む予定。
- ・今後、支援策の事業化へ向け、政府へ十分な技術的・人的支援も要望しながら、復旧・復興を推進。



1月30日、2月21日、3月22日
に勉強会を開催



3月18日
新田知事から岸田総理へ要望

国の液状化対策への支援（3月22日 政府の復旧・復興支援本部会合）



3月18日 液状化対策の必要性に理解を示される岸田総理

1 宅地液状化防止事業

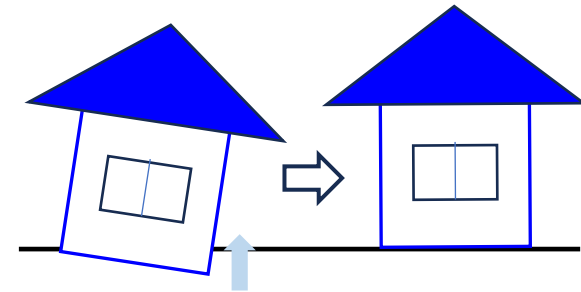
（1）面的な液状化防止対策への支援

- ・ 地方公共団体が行う道路等の公共施設と隣接宅地との一体的な再発防止対策に対して国の補助率を引上げ（ $1/4 \rightarrow 1/2$ ）

（2）被災した地盤や基礎の復旧等への支援

★過去の地震の際にはなく、今回初めて設けられた支援

- ・ 事業の支障となる被災住家について、防止工事の前段階で所有者が行う地盤や基礎の復旧等に対し、国・地方公共団体で最大 $2/3$ を支援



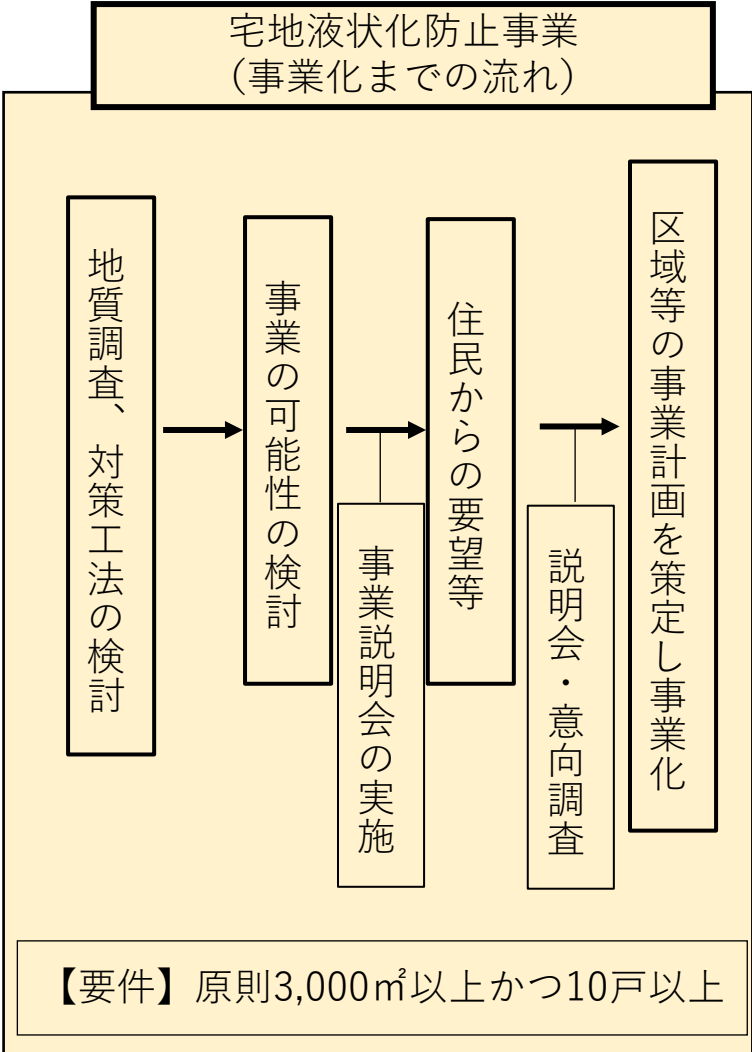
液状化による家屋の傾斜修復への手厚い支援

2 住宅・建築物安全ストック形成事業（1の対象外の家屋も対象）

- < 富山県は先行して実施することとしていた「安全・安心とやまの住まい耐震化等促進事業」 >
被災者の住宅耐震化（傾斜修復を含む）に対し、国・地方公共団体で最大120万円を支援

県内の液状化対策を大きく後押し → 県としても最大限活用し取り組む

液状化被害からの復旧方法（住宅の現地復旧）



実施

が技術的に困難、合意が取れない場合等

**宅地液状化防止事業
（事業者：市町村）で実施する個別支援**

- 被災した地盤や基礎への支援（効果促進事業）
事業実施に支障となる被災した地盤や基礎の復旧など事業の準備工事として実施可能
※国・地方公共団体で2/3支援（公共事業が実施された場合に限る。）
※適用時期や上限額は、今後、各市町村で設定
※耐震化を併せて実施する場合は下記工事併用可
- 【実施メニュー】**
- ・地盤復旧工事
- ・住宅基礎の傾斜修復工事（ジャッキアップ工法等）

**安全・安心とやまの住まい耐震化等促進事業
（事業者：住宅所有者）で支援**

- ・対象：準半壊上の木造住宅
- ・補助限度額：120万円（補助率4/5）
※市町村の判断で、「一部損壊」も対象
- 建替え時の基礎補強工事
工法：杭打ち工法、表層改良工法 等
- 耐震補強工事と併せて実施する傾斜対策等
工法：ジャッキアップ工法 等

■県内の住家被害状況

15,212棟(全壊213棟、半壊650棟、一部損壊14,031棟、未分類318棟)(令和6年3月19日時点)

■災害廃棄物の発生量

県全体で約4万4千tの災害廃棄物が発生

(2月14日時点の被災棟数等をもとに算出した速報値。今後の確認作業の進行により増加の見込み)

■これまでの取組み

市町村における災害廃棄物処理への支援

- ・仮置場(片付けごみ用)の設置・運営(廃棄物の分別・保管)、処理方法等に関する助言(7市1町)
- ・全壊・半壊した家屋等の公費解体(※)に向けた体制整備

①県の環境技術職員の氷見市への派遣(延べ4名)

②環境省の人材バンク等を活用した5市への専門職員・事務補助員の派遣(※5市:富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、射水市)

■課題

本格化する公費解体の適切な実施、大量の解体ごみの処理・リサイクル

■今後の取組み(令和7年度末の処理完了を目標)

- ・解体ごみの適正処理・リサイクルに関する情報提供、支援
- ・仮置場(解体ごみ用)の設置・運営、国補助申請の事務手続き等に関する助言(上記の5市)



仮置場(片付けごみ用)



倒壊建物

ロードマップを5つに分類
 ○道路 ○河川・砂防
 ○港湾 ○公園 ○下水道

■これまでの取り組み

- ・被災状況調査
 ※被害報告箇所数（3/11時点:県110箇所、市町村（8市）215箇所、計325箇所）
- ・応急対応（舗装段差の擦り付け、損傷した堤防へのブルーシート設置等）
- ・下水道の被災調査支援（氷見市）

■今後の取り組み

- ・復旧に向け、順次災害査定を実施。
 査定を終え、準備が整った箇所から災害復旧工事。
- ・市町村が行う災害復旧工事の手続きへの支援や技術的助言。
- ・引き続き、県が管理する橋りょうや岸壁、下水道管渠等の耐震化工事を計画的に実施。



応急対応
（舗装段差擦り付け）



応急対応
（ブルーシート設置）



下水道の被災調査支援

1 被害状況 (R6.3.18時点)

2 予算対応

- 土地改良関係 2,185箇所
(農地の被災、水路破損、ため池堤体損傷等)
※特に氷見市の地中に埋設されたパイプラインで甚大な被害
- 農業関係 90箇所
(畜舎・農作業所・共同利用施設・倉庫の損傷等)
- 森林林業関係 58箇所
(山腹崩壊、林道路肩崩壊・法面崩壊等)
- 水産業関係 218箇所
(漁港岸壁傾倒・沈下、定置網破損・流出等)

※主なもの

- 農地・農業用施設の災害復旧費
 - ・ 1月補正：専決処分 2億8,000万円
 - ・ 2月補正：先議 3億9,028万円
- 被災産地農業用施設支援事業 7,200万円
被災したカントリーエレベーター等の共同利用施設の復旧を支援(補助率6/10以内) (2月補正：先議)
- 被災農業者施設等支援事業 1億9,500万円
被災した農業施設・機械等の復旧を支援(補助率3/4) (2月補正：先議)
- 農業用共同利用施設災害復旧事業 2,200万円
被災した農業倉庫等の共同利用施設の復旧を支援(補助率 最大9/10) (R6当初)
- 林道等の災害復旧費 5,000万円
国の災害復旧事業の対象とならない小災害の復旧を支援 (1月補正：専決、2月補正：先議)
- 漁港の災害復旧費(1月補正:専決)
共 14億5,200万円、県単 2億9,500万円
- 漁船・漁具復旧支援事業(2月補正:専決)
被災した漁船・漁具の復旧を支援 4億500万円 (補助率3/4)



液状化により管水路・農道が被災
(氷見市飯久保地内)



カントリーエレベーター昇降機の破損



林道の路肩崩壊
(氷見市論田地内)



荷さばき施設被害状況
(富山市水橋漁港)

経過と今後の取組み

①農地・農業用水利施設及び農業

<経過>

- 氷見のパイプラインについて、国、県土連、民間コンサルによる調査チームを設立し(1/15)、被害状況を把握しながら補修や応急工事を実施
・約1,100kmの目視調査を完了し国営・県営支線の
パイプライン充水試験、管補修を実施中

○通水困難等の影響が見込まれる地域での対応

- ・**水稲作を可能な限り優先（調査継続中）**

→田植えの遅延や少水条件など実状に応じた栽培指導

【水稲作付ができない場合】

- ・作付可能な作物（大豆、ハトムギ等）の検討と栽培指導

<今後の取組み>

- 農地・農業用水利施設については、国や県の支援メニューを活用して、営農再開に向けた応急工事を進めながら、令和8年度までに本復旧を完了させる。
- 被災した農業者等の施設・機械の復旧を令和6年度中に完了するとともに、生産基盤、地域営農体制の更なる強化を図る。

②漁港・共同利用施設・漁船・漁具等

<経過>

- 県営漁港について必要な応急復旧を実施
- 漁具、共同利用施設について被害状況を調査中

<今後の取組み>

- 被災した漁業者等の漁船・漁具について、令和6年度中に復旧を完了する。
被災した漁港施設、共同利用施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。

③山地災害・林道・林業施設等

<経過>

- 林道・治山について、**ヘリコプターによる森林被害調査を実施（1月5日）**
- 共同利用施設・木材加工流通施設等について、被害調査が終了し、国交付決定（3月5日）

<今後の取組み>

- 被災した山地、林道、林業施設等について、令和8年度中に復旧を完了する。

富山県なりわい再建支援補助金



【問い合わせ先】

「被災事業者復旧等支援窓口」

富山県防災危機管理センター 3階

(富山市新総曲輪1番7号)

電話番号 076-444-3962

対応時間 9時00分～17時00分

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

能登半島地震により大きな被害を受けた中小企業等が行う施設・設備等の復旧に要する経費の一部を支援する補助金です。

(補助上限) 3億円

※過去数年以内の被災かつ復興途上である要件を満たす場合、一部1億円まで定額補助

(補助率) 中小企業・小規模事業者 3/4以内
中堅企業 1/2以内

(第2次募集) 4月中旬を予定

※1次募集の状況 38件

※受付が混雑することが想定されますので、必ず、事前にお電話にて来庁時間をご予約のうえ、お越しください



○能登半島地震による富山県の被災状況 ～観光への影響～

観光客の大幅な減少による甚大な損失(見込) 約▲600億円

①宿泊施設のキャンセル等の影響

- ・稼働しているものの、多数のキャンセル・予約控えが発生
- ・富山県は「とやま応援クーポン（2/20～）」を実施し全力で支援するも、影響は2月以降も継続

②黒部峡谷鉄道全線開通の遅れ

- ・地震による落石で鐘釣橋が損傷
- ・全線開通日 5月上旬 → 10月1日



③黒部宇奈月キャニオンルート的一般開放延期

- ・6月30日開始予定 → 10月1日開始から2か月の運行

④氷見市など県西部をはじめとした県内観光地と能登

を周遊する旅行商品の催行が不能



黒部峡谷鉄道 鐘釣橋の落石による被害



ひみ番屋街 駐車場の液状化

○北陸地域の観光復興に向けた取り組み

①富山県・石川県能登半島地震被災地連携応援企画（2/20～3/31）

- ・日本橋とやま館及びいきいき富山館において、石川県の特産品販売等を通じ、能登半島地震の影響で打撃を受けている特産品事業者を支援

②北陸応援割「とやま応援キャンペーン」の実施（3/16～）

- ・地震による風評被害や旅行自粛を払拭し、観光需要の早期回復を図るため、国内旅行者と訪日旅行者を対象とした「旅行商品」または「宿泊」料金の割引を支援するキャンペーンを実施



③富山・石川・福井情報発信拠点『HOKURIKU+』（ホクリクプラス）」の開設（R6.7月）

- ・観光情報発信スペースに英語対応が可能なコンシェルジュを配置し、北陸の観光の魅力を発信
- ・北陸三県が共通のテーマで販売や試食などのイベント・フェアを実施するなど、各県の観光素材をコラボレートし、北陸を一つのエリアとして効果的にPR（開業後イベントでは、地震で被災した生産者の復興の一助となる企画も検討中）



いち早く県内の観光需要を回復するとともに、北陸地域への誘客や周遊・滞在観光を促進し、観光客を呼び込むことにより北陸地域の観光復興を推進

令和6年能登半島地震に係る 富山県復旧・復興ロードマップ (中間とりまとめ)

令和6年3月27日



基本方針	p1
------	----

I くらし・生活の再建

1 住宅の復旧・復興	p4
2 被災者の生活支援	p6
3 災害廃棄物処理支援	p12
4 医療・福祉提供体制の構築支援	p13
5 被災者の健康管理	p14
6 被災市町村への応援	p15
7 被災地の防犯対策の強化	p16

II 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧	p17
9 水道の復旧	p22
10 交通インフラの復旧	p24
11 農林水産業施設の復旧と経営支援	p25
12 文教施設・文化財の復旧	p30
13 県行政施設の復旧等	p33



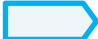

III 地域産業の再生

14 中小企業等の生業支援	p34
15 地域経済の復興	p36
16 観光関連産業の支援	p37
17 農林水産業施設の復旧と経営支援【再掲】	p38

IV 北陸全体の復興に向けた連携

18 広域避難者の生活再建への支援	p43
19 石川県での各活動の支援	p44
20 地域経済の復興【再掲】	p46
21 北陸地域の観光復興に向けた連携	p47

<凡例> ロードマップで使用されている記号の意味は下記のとおり。

-  復旧・復興に向けた当面の取組み（着手済み）
-  復旧・復興に向けた当面の取組み（今後着手）
-  今後を見据えた取組み_制度や機能の拡充・見直し等（着手済み）
-  今後を見据えた取組み_制度や機能の拡充・見直し等（今後着手）

※そのほか、実施を予定しているもの、必要に応じて実施するもの等は点線矢印により表記。

基本方針

基本的な考え方

- 令和6年能登半島地震による県内被害は甚大かつ多岐にわたっている。一刻も早い復旧・復興に向けて、ロードマップ策定を通じて取組みの全体像や時間軸を「見える化」することで、県民や県内事業者の安心な暮らしや事業活動を後押しする
- 本ロードマップ策定・実行にあたっては、被災現場の課題・ニーズをきめ細かく捉えて随時アップデートすることを大前提とし、
 - ①県庁一丸となってスピード感を最優先に取り組む
 - ②復旧・復興の各フェーズ毎、機動的・弾力的に対応する
 - ③国や市町村、関係機関等とワンチームとなって連携する
 - ④富山県の強靱化と中長期的な発展やウェルビーイングの向上へと結びつける
 - ⑤富山県のいち早い復旧・復興によって北陸エリア全体の復興につなげる

※このロードマップは令和8年度までの概ね3年間の取組みを示したものであり、今後も必要な対応については継続して取り組みます。

復旧・復興に向けた4つの柱

I 暮らし・生活の再建

Ⅲ 地域産業の再生

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

Ⅳ 北陸全体の復興に向けた連携

復旧・復興に向けた4つの柱と対応項目

I くらし・生活 の再建

- 1 住宅の復旧・復興
- 2 被災者の生活支援
- 3 災害廃棄物処理支援
- 4 医療・福祉提供体制の構築支援
- 5 被災者の健康管理
- 6 被災市町村への応援
- 7 被災地の防犯対策の強化

II 公共インフラ等 の復旧

- 8 公共土木施設の復旧
- 9 水道の復旧
- 10 交通インフラの復旧
- 11 農林水産業施設の復旧と経営支援
- 12 文教施設・文化財の復旧
- 13 県行政施設の復旧等

III 地域産業の再生

- 14 中小企業等の生業支援
- 15 地域経済の復興
- 16 観光関連産業の支援
- 17 農林水産業施設の復旧と経営支援【再掲】

IV 北陸全体の復興 に向けた連携

- 18 広域避難者の生活再建への支援
- 19 石川県での各活動の支援
- 20 地域経済の復興【再掲】
- 21 北陸地域の観光復興に向けた連携

I 暮らし・生活の再建

1 住宅の復旧・復興

概ね3年間で達成すべき目標

- ・住宅の復旧に向け、被災市町村が行う全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理に対し支援する。
- ・被災者生活再建支援制度に基づく支援金の円滑な支給などにより、被災者の住宅の確保・再建を推進する。
- ・建築関係団体等と連携して、住宅の耐震化に向けた取組みを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 住宅の応急修理支援	住宅の応急修理支援 (応急修理完了:~7/1)		(延長が必要な場合:~12/31)			厚生企画課
② 全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理	被災市町が行う全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理に対する支援					環境政策課
	浄化槽の復旧支援					
③ 住宅復旧支援 (生活再建支援金(加算支援金)の支給)	生活再建支援金(加算支援金)の支給				申請先:市町村 申請期間:発災日から37ヶ月の間	厚生企画課
④ 住宅耐震化支援の推進(通常)	住宅耐震化支援制度の活用促進及び普及啓発				R9年度以降も引き続き、支援の推進を実施	建築住宅課

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
<p>⑤ 宅地液状化の被災状況把握及び宅地液状化対策の推進</p>	<p>被災状況の把握</p>	<p>必要に応じて情報収集を継続</p> <p>市町村に対して、国・県の支援メニューの情報提供及び活用の提案</p> <p>国・県・市が連携し、宅地液状化災害を受けた勉強会の開催</p>	<p>必要に応じて検討</p> <p>市町村による変動予測調査(液状化調査)の実施</p> <p>【調査後の対応】 ・住民への情報提供 ・国支援メニュー実施の可否を検討 ↓ 宅地液状化防止事業の実施</p> <p>市町村と連携して、拡充された国支援メニュー(効果促進事業)の検討・実施</p>		<p>R6.3.22 宅地液状化の被害を踏まえ、支援メニュー拡充</p>	<p>建築住宅課</p>
<p>⑥ 住宅耐震化支援の推進(被災住宅)</p>		<p>住宅耐震化支援制度の活用促進及び普及啓発</p>	<p>必要に応じて検討</p>			<p>建築住宅課</p>
<p>⑦ 災害公営住宅建設の検討</p>	<p>市町村による必要性検討等への支援</p>		<p>市町村による災害公営住宅建設への技術的支援</p>			<p>建築住宅課</p>

I 暮らし・生活の再建

2 被災者の生活支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災者の暮らしの安定が速やかに図られるよう、生活の基盤となる住まいの確保に取り組む。
- ・生活再建支援金、知事見舞金、義援金等の円滑かつ速やかな支給・配分により被災者の生活再建を支援する。

ロードマップ

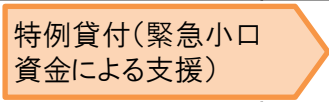
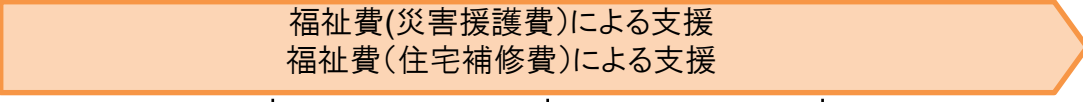
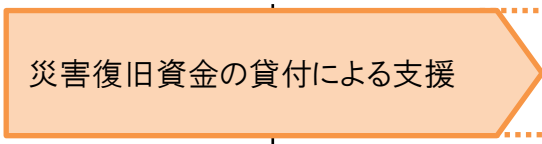
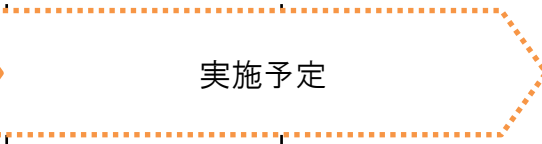
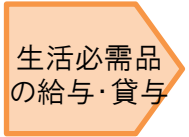
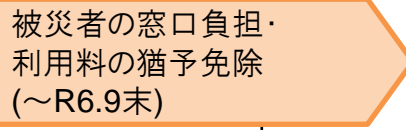

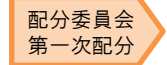
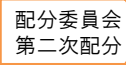
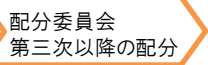
目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① ホテル・旅館等の避難所活用	ホテル・旅館等の避難所活用 (～R6.1末)					防災・危機管理課
② 県営住宅の一時提供		県営住宅の一時提供 (6か月。要望を踏まえ1年までの延長可能)			要望を踏まえ、期間延長、正式入居等の対応を行う。	建築住宅課
③ 賃貸型応急住宅の一時提供		賃貸型応急住宅の一時提供			賃貸型応急住宅の入居期間は入居日から最長2年間。 ※応急修理制度併給の場合は発災から6カ月間。	建築住宅課

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
④ 経済的負担の軽減 (県税の減免や徴収猶予、申告・納付等の期限延長、県立大学、県立・私立高校の授業料等の減免、国民健康保険料(税)の減免等)		県税の減免、徴収猶予 ※税目により期限が異なる				税務課
	県税の申告・納付等の期限延長 (自動車税等 ～ R6.5)	(県民税等 終期末定)				税務課
		県立大学の入学考査料、入学金、令和6年前期授業料の免除				学術振興課
		被災者の国民健康保険料(税)減免(～R7.3)				厚生企画課
		県立高校の授業料等の減免(～R6.12)				県立学校課
		私立高校の授業料等の減免(～R6.12)				学術振興課

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑤-1 生活再建支援金(基礎支援金)の支給	生活再建支援金(基礎支援金)の支給				申請先:市町村 申請期間:発災日から13ヶ月の間	厚生企画課
⑤-2 知事見舞金の支給	知事見舞金の支給				申請先:市町村 申請期間:各市町村の見舞金申請期間による	厚生企画課
⑤-3 災害弔慰金等の支給(災害障害見舞金含む)	災害弔慰金の支給				申請先:市町村 申請期間:各市町村の見舞金申請と同じ	厚生企画課
⑤-4 災害援護資金の貸付	災害援護資金貸付				申請先:市町村 申請期間:市町村条例で定める	厚生企画課

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑤-5 生活福祉資金の貸付					申請先 :富山県社会福祉協議会 申請期間 :R6年1月～ (特例貸付の実施期間は国の判断による)	厚生企画課
⑤-6 勤労者生活資金融資(災害復旧資金の貸付)					問合せ先 :北陸労働金庫(富山県内の各支店) 令和9年度以降も引き続き実施予定	労働政策課
⑤-7 生活必需品の現物給与・貸与						厚生企画課
⑤-8 医療保険の窓口負担・介護保険の利用料の猶予、免除					問合せ先:加入する保険者等 実施期間は国の判断による	厚生企画課 高齢福祉課
⑤-9 義援金の受付、配分				 	2、3ヶ月ごとに義援金配分委員会を開催し、配分を決定	厚生企画課 出納課

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑥ 生活再建に向けた相談窓口の情報提供(弁護士会等が実施している無料電話相談等を案内)						総務課
⑦ 被災に伴い必要が生じた手続きに係る使用料・手数料の減免						財政課
⑧ 地域コミュニティの維持・再生への支援						中山間地域対策課 地方創生・移住交流課
⑨ 災害ボランティアセンターの設置・運営支援、情報発信、ボランティア活動支援						県民生活課
⑩ ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整を行う人材の確保(研修事業の充実)						県民生活課

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
⑪ ボランティア関係機関等との連携・協働の強化	関係機関との振り返り 事後検証と共有	連携体制の検討 実態把握・構築	行政・社協・NPO等の円滑な連携 による被災者支援体制の確立			県民生活課
⑫ 外国人の相談対応	<p style="text-align: center;">県外国人ワンストップ相談センターの運営</p> <p style="text-align: center;">外国人への効果的な 情報伝達方法の検討</p> <p style="text-align: center;">災害情報の効果的な提供</p>					国際課
⑬ 災害時の外国人相談体制の充実	県災害多言語支援センター 設置ガイドラインの見直し	ガイドラインを踏まえた より実践的な防災訓練等の実施				国際課

I 暮らし・生活の再建

3 災害廃棄物処理支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・令和7年度の処理完了を目標に、被災市町村が行う災害廃棄物の処理に対する技術的支援を行う。
- ・今後の災害に備え、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための県内市町村、中部ブロック各県、国、民間事業者団体等との連携強化、処理体制の充実を図る。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 災害廃棄物の仮置場の設置・運営	被災市町村が行う仮置場の設置・運営に対する支援 (復旧完了目標:R8.3) 【片付けごみ】 【家屋解体ごみ】				実際の復旧スケジュールは、被災市町村と協議していく。	環境政策課
② 全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理	被災市町村が行う全壊・半壊した家屋等の解体・撤去、廃棄物処理に対する支援 (復旧完了目標:R8.3)					環境政策課
③ 災害時の廃棄物処理体制の充実	各種訓練、セミナー等による災害対応の検証・関係機関との連携強化				R9年度以降も引き続き、体制の充実を実施	環境政策課

I 暮らし・生活の再建

4 医療・福祉提供体制の構築支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した医療機関・社会福祉施設の復旧を支援するとともに、耐震化等による対災害性の向上を推進する。
- ・新たな災害発生への対応に向けて、災害・救急医療提供体制を強化する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 医療機関・社会福祉施設の復旧支援		被災施設の復旧費支援	施設の復旧費を支援する補助金		申請期間 R6.2.29まで	高齢福祉課 障害福祉課 医務課
② 医療機関・社会福祉施設の耐震化等防災事業の推進		施設の耐震化等防災事業費支援	施設の防災改修費等を支援する補助金	必要に応じて延長	申請先： 県及び市町村	高齢福祉課 障害福祉課 医務課
③ 災害時の対応体制強化		BCP(事業継続計画)策定支援				高齢福祉課 障害福祉課 医務課

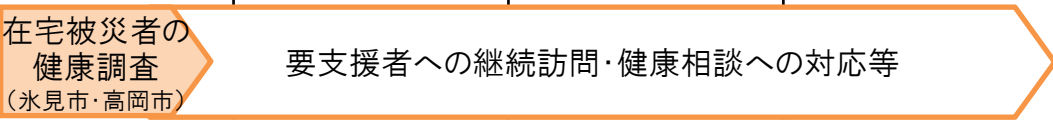
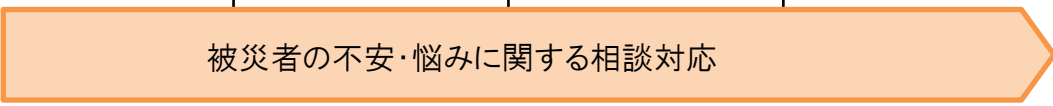
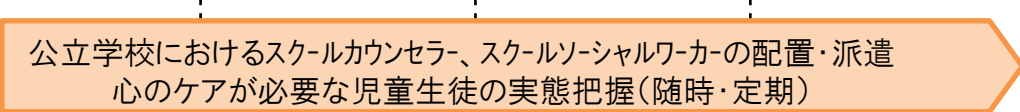
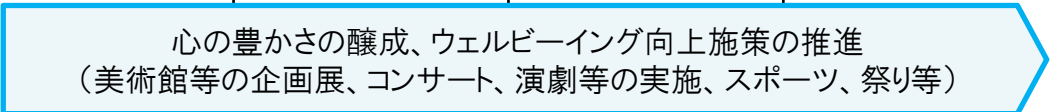
I 暮らし・生活の再建

5 被災者の健康管理

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災市町村や関係機関と連携して、被災者の健康調査や訪問など被災者に寄り添ったケアを実施する。
- ・医師、保健師等による被災者への心のケアを行い、心のケアを必要とする被災者の減少を図る。
- ・復旧・復興への励みや心の癒し、ウェルビーイングの向上につながる取組みを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災者の健康調査	 <p>在宅被災者の健康調査 (氷見市・高岡市)</p> <p>要支援者への継続訪問・健康相談への対応等</p>					医務課
② 被災者の心のケア	 <p>被災者の不安・悩みに関する相談対応</p>				R9年度以降も必要に応じて延長	健康課
③ 児童生徒の心のケア	 <p>公立学校におけるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置・派遣 心のケアが必要な児童生徒の実態把握(随時・定期)</p>					小中学校課
④ 暮らしと心の充実	 <p>心の豊かさの醸成、ウェルビーイング向上施策の推進 (美術館等の企画展、コンサート、演劇等の実施、スポーツ、祭り等)</p>				R9年度以降も引き続き実施	戦略企画課 ウェルビーイング推進課 文化振興課 スポーツ振興課 観光振興室 など

I 暮らし・生活の再建

6 被災市町村への応援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災市町村における行政機能の回復、災害への対応体制の強化を支援する。
- ・被災市町村のニーズを踏まえて、専門的知識を有する人材を派遣するなどの人的支援を実施する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 総務省応急対策職員派遣制度による職員派遣	「対口支援チーム」の派遣 (災害応急業務の支援)					防災・危機管理課
② 被災市町村の体制強化	応急的な職員派遣・調整	中長期の職員派遣・調整(必要に応じて)				市町村支援課 人事課
③ 市町村財政に関する助言、情報提供	市町村の財政負担等に係る相談への対応、情報提供					市町村支援課

7 被災地の防犯対策の強化

概ね3年間で達成すべき目標

- ・事件事故の発生を抑止するとともに、住民に寄り添った活動を展開し住民の安心感を醸成する。
- ・被災時の安全安心のため、各種防犯カメラの台数を増加させる。
- ・安全安心アプリの登録者数2万人を達成する。(令和8年度末)

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災地のパトロール強化	被災地の重点パトロール		重点パトロール継続の検討			警察本部 (地域企画課)
② 被災地の防犯対策(防犯カメラの設置)	復興支援見守りカメラの設置		復興支援見守りカメラの運用 (～R7.1末)			警察本部 (生活安全企画課)
③-1 防犯対策の強化(安全安心アプリの整備・運用)		安全安心アプリの開発	安全安心アプリの運用		R9年度以降も引き続き実施(予定)	警察本部 (警務課)
③-2 防犯対策の強化(復旧・復興事業からの暴力団排除)	暴力団排除活動により官・民一丸となった公正かつ健全な復旧・復興事業を実現 (暴力団等反社会的勢力による復旧・復興事業への介入阻止)				R9年度以降も引き続き実施(予定)	警察本部 (組織犯罪対策課)

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-1 道路

概ね3年間で達成すべき目標

・令和8年度を目標に、被災した道路・橋りょうの復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した道路・橋りょうの早期復旧		被災状況調査 (～R6.春頃)			復旧完了(目標)	道路課
		応急対応				
		災害 査定	被災した施設の復旧工事			
② 復旧に向けた市町村への支援		市町村が行う災害復旧工事の 手続きへの支援や技術的助言				道路課
③ 橋りょう耐震化の促進		橋りょうの耐震化工事			R9年度以降も 引き続き耐震化の促進を実施	道路課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-2 河川・砂防

概ね3年間で達成すべき目標

・令和8年度を目標に、被災した河川・海岸・砂防施設の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した河川・海岸・砂防施設の早期復旧	被災状況調査 (～R6.6頃)	応急対応 (～R6.6頃)	災害査定	被災した施設の復旧工事	復旧完了(目標)	河川課 砂防課
② 復旧に向けた市町村への支援	市町村が行う災害復旧工事の 手続きへの支援や技術的助言					河川課
③ 土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げ等	土砂災害警戒情報 発表基準の引き下げ	今後の降雨の経験状況を鑑み 発表基準の引き下げを解除				砂防課
	県民に対し、土砂災害への警戒を呼びかけ(SNS、HPなどで周知)					
④ 崩落斜面の対策及び急傾斜地崩壊対策等の推進	斜面等の変状調査	崩落斜面の対策を実施 急傾斜地崩壊対策等の推進			R9年度以降も引き続き崩落斜面の対策及び急傾斜地崩壊対策等の推進を実施	砂防課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-3 港湾

概ね3年間で達成すべき目標

・令和8年度を目標に、被災した港湾施設の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した港湾施設の早期復旧						港湾課
② 橋りょう耐震化の促進					R9年度以降も引き続き耐震化の促進を実施	港湾課


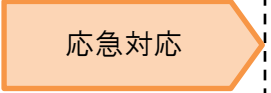

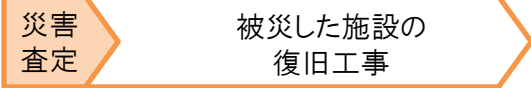
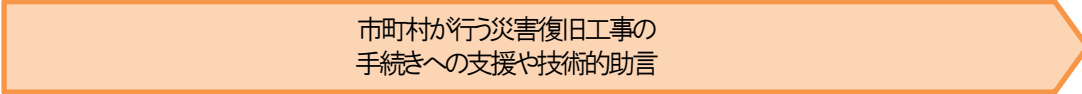
Ⅱ 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-4 公園

概ね3年間で達成すべき目標

・令和7年度を目標に、被災した公園の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した公園の早期復旧	 			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">復旧完了(目標)</div>		都市計画課
② 復旧に向けた市町村への支援						都市計画課

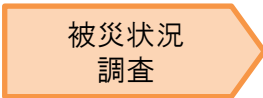
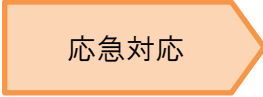

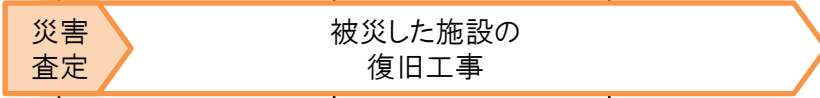
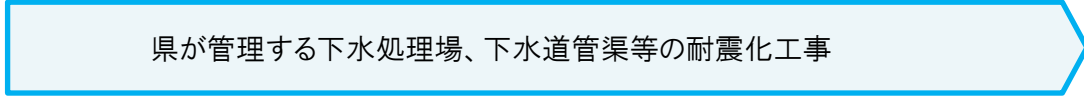
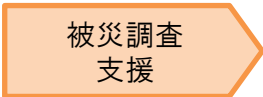
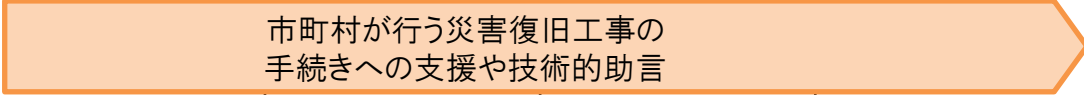
Ⅱ 公共インフラ等の復旧

8 公共土木施設の復旧 8-5 下水道

概ね3年間で達成すべき目標

・令和8年度を目標に、被災した流域下水道の復旧を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災した流域下水道の早期復旧	 				<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">復旧完了(目標)</div>	都市計画課
② 流域下水道の処理場、管渠等の耐震化の促進						R9年度以降も引き続き耐震化の促進を実施
③ 市町村の下水道の復旧に向けた支援						都市計画課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

9 水道の復旧 9-1 水道施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

・令和7年度の完了を目標に、水道施設の復旧を支援する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 市町村が行う復旧や耐震化に向けた取組みへの支援	市町村が行う復旧や耐震化に向けた取組みへの支援				R9年度以降も引き続き、耐震化に向けた取組みへの支援を実施	生活衛生課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

9 水道の復旧 9-2 水道用水供給、工業用水道

概ね3年間で達成すべき目標

- ・令和6年度の完了を目標に、水道用水供給、工業用水道を復旧する。
- ・施設の強靱化のため、その機能維持に向けた各種検討、調整を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧	被災状況の把握 施設の復旧	復旧完了 (目標)				水道課
② 施設の強靱化	施設の機能維持に向けた各種検討、調整			整備着手	R9年度以降も 引続き整備実施	水道課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

10 交通インフラの復旧

概ね3年間で達成すべき目標

・令和6年度末を目途の復旧に向けて、被災事業者を支援する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握	各交通事業者から被災状況の確認					交通戦略企画課 広域交通・新幹線政策課 航空政策課
② 被災設備の復旧支援		万葉線の被災箇所 の復旧を支援				広域交通・新幹線政策課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-1-① 農地・農業用水利施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・国や県の支援メニューを活用して、営農再開に向けた応急工事を進めながら、令和8年度までに本復旧を完了させる。
- ・下流人家等への影響など、多大な被害が想定される防災重点農業用ため池の地震耐性評価等調査を計画的に推進する。
- ・発災時でも土地改良区が業務継続できるよう、「土地改良区版BCP」を各土地改良区で作成する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧	被災箇所把握 (～R6.5末頃)	応急工事 (～作付前)	必要に応じて延長 (～稲刈等)	復旧完了(目標)		農村整備課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業用水利施設等)	通水確認・補修	通水完了(目標)				農村整備課
③ 施設の耐震化・強靱化	防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価の実施				防災重点農業用ため池に係る防止工事等の推進に関する特別措置法(R2～12)によりR12年度まで実施予定	農村整備課
④ 土地改良区版BCPの作成支援	土地改良区への技術的指導・助言				作成完了(目標)	農村整備課

II 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-1-② 農業施設等の再建と営農支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した農業者等の施設・機械の復旧を令和6年度中に完了する。
- ・生産基盤、地域営農体制の更なる強化を図る。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	＜特記事項＞	担当課
① 被災状況の把握・復旧・対策検討	被害状況の把握、調査 (～R6.8頃)	復旧や対策の検討への支援				農産食品課 農業経営課 農業技術課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業施設等)	支援情報の提供・ 要望調査	農業施設(畜産含む) ・機械の復旧支援	①被災産地農業用施設支援事業 被災したカントリーエレベーター等の共同利用 施設の復旧を支援 ②被災農業者施設等支援事業:被災した農業 施設・機械等の復旧を支援 ③農業用共同利用施設災害復旧事業 被災した農業倉庫等の共同利用施設の復旧 を支援 ④畜産経営災害等総合対策緊急支援事業 被災した畜産施設・設備等の復旧を支援		①申請先:市町村 申請期限 (市町村→県): 調整中 ②申請先:市町村 申請期限 (市町村→県): R6.5.13 ③申請期限:調整中 ④申請先:(独)農 畜産業振興機構 申請期限:調整中	農産食品課 農業経営課 農業技術課
③ 営農継続の支援	融資相談窓口の設置	被災農業者等への金融支援 (貸付限度額の引上げ、5年間の実質無利子化等)			申請先:日本公庫、 金融機関 申請期限:R8.3.31	農業経営課
		収入保険の加入推進				

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
④ 地域営農の継続・強化	地域計画の策定推進	目標地図作成支援			R9年度以降も引き続き経営継承の啓発を実施(予定) 申請先:市町村 R9年度以降も引き続き広域連携づくりを実施(予定)	農産食品課 農業経営課 農業技術課
	経営継承の啓発	経営継承の啓発 (既存経営体の経営体質強化・農業者世代交代・基盤強化支援)				
	集落営農組織の広域連携啓発	集落営農組織の広域連携モデルづくり (組織間協議の支援、スマート農機等の導入支援、労働力確保支援)				
	被害状況に応じた栽培管理対策の検討	栽培管理の現地指導	集落営農組織の広域連携に向けた合意形成等を支援			
	被害状況に応じた栽培計画の見直しへの助言・指導		新たな栽培計画の実践			

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-2 漁港・共同利用施設・漁船・漁具等の復旧と操業支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した漁業者等の漁船・漁具について、令和6年度中に復旧を完了する。
- ・被災した共同利用施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。
- ・被災した漁港施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 漁港施設等の被災状況の把握・復旧	被害状況の把握、調査 (～R6.5頃)	災害 査定	施設復旧事業の実施	復旧完了(目標)		水産漁港課
② 共同利用施設等の被災状況の把握・復旧支援	被害状況の把握、調査 (～R6.6頃)	災害 査定	施設復旧事業の実施			水産漁港課
③ 国・県の支援メニューの活用支援 (漁船、漁具等)	漁船・漁具の復旧支援		復旧完了(目標)		申請先: 東日本 信漁連	水産漁港課
	融資相談窓口の設置	被災漁業者等への金融支援 (5年間の実質無利子化等)				
④ 漁場環境の変化への対応		漁業者等が行う藻場の回復や、漂流・漂着物の除去等、漁場環境の復旧活動への支援				水産漁港課
		底質・藻場調査による環境変化把握	データ解析・とりまとめ			

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

11 農林水産業施設の復旧と経営支援 11-3 山地災害・林道・林業施設等の復旧と経営支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した山地、林道、林業施設等について、令和8年度中に復旧を完了する。
- ・県土の強靱化、林業の生産性向上に取り組み、災害に強く持続可能な森づくりを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 山地災害の被災状況の把握・復旧	被災状況の把握、調査 (～R6.秋頃)	山地災害復旧事業の実施		復旧完了(目標)		森林政策課
② 林道・林業施設等の被災状況の把握・復旧支援	被災状況の把握、調査 (～R6.秋頃)	林道復旧事業等の実施				森林政策課
③ 国・県の支援メニューの活用支援 (林業施設等)	林業施設、木材加工 流通施設等の復旧支援		復旧完了 (目標)			森林政策課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

12 文教施設・文化財の復旧 12-1 県立学校・大学

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した校舎等の学校施設について、令和6年度までに復旧を完了する。
- ・児童生徒の安全確保や、避難所として安全に地域住民等を受け入れるため、非構造部材の耐震対策等による防災機能強化を目指す。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧 【県立学校・大学】	被災状況把握 応急対応	復旧工事 設計、整備 手法検討 災害査定	復旧完了(目標)			教育企画課 学術振興課
② 避難所としての円滑な活用	非構造部材の耐震対策				・防災用品備蓄 ・津波避難時の避難所施設の速やかな開放等	教育企画課
県立学校	防災機能強化の検討					
県立大学	地元市と初動体制等について協議					学術振興課

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

12 文教施設・文化財の復旧 12-2 文教施設

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した文化施設・スポーツ施設・社会教育施設について、令和7年度までに復旧を完了する。
- ・避難所にあっては、円滑に活用できるよう、施設設備の計画的な点検や修繕を実施する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧(文化施設・スポーツ施設・社会教育施設)	被災状況把握	応急対応	災害査定	復旧工事		文化振興課 スポーツ振興課 生涯学習・文化財室
② 避難所としての円滑な活用(文化施設・スポーツ施設・社会教育施設)	施設設備の計画的な点検・修繕					文化振興課 スポーツ振興課 生涯学習・文化財室

Ⅱ 公共インフラ等の復旧

12 文教施設・文化財の復旧 12-3 文化財

概ね3年間で達成すべき目標

- ・令和7年度の完了を目標に、被災した歴史的な建造物等の復旧について、その所有者に技術的な支援をする。
- ・次の災害に備え、文化財の関係団体(国・市町村・民間団体(ヘリテ-ジマネ-ジャー)等)への研修会等を実施する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 歴史的な建造物等の被災状況の確認	文化財ドクター派遣事業(1次調査)		復旧調査完了(目標) ※	文化財ドクター派遣事業 県から文化庁への要請に基づき、文化財防災センターが事務局となり、歴史的な建造物の所有者に対する技術的な支援を実施する事業。3次に分けて調査を実施する予定。 ① 被災状況の確認 ② 詳細な破損調査 ③ 復旧に向けた技術的支援 ※ 復旧工事は所有者負担が伴うことから、所有者と調整しながら実施		生涯学習・文化財室
② 歴史的な建造物等の詳細な破損調査	文化財ドクター派遣事業(2次調査)			生涯学習・文化財室		
③ 所有者等への技術的な支援(平面図作成、概算費用の算出等)	文化財ドクター派遣事業(3次調査)			生涯学習・文化財室		
④ 次の災害に備えた防災力の向上	文化財の関係団体に対する研修会の開催等			R9年度以降も必要に応じて実施	生涯学習・文化財室	
	国重要文化財・県指定文化財の耐震診断・補強を促進(国庫補助事業や県費補助金を活用)					

II 公共インフラ等の復旧

13 県行政施設の復旧等

概ね3年間で達成すべき目標

- ・行政施設が安全に活用できるよう、被災状況を把握の上、適切な修繕等を行う。
- ・各施設の耐災害性を検証し、必要な対応を進める。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧					R9年度以降も必要に応じ工事を実施	管財課 警察本部 (会計課)
② 耐災害性に関する検証					R9年度以降も必要に応じ対応を実施	管財課

Ⅲ 地域産業の再生

14 中小企業等の生業支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災事業者のニーズに応じた設備等の復旧・復興を支援する。
- ・県内中小事業者のBCPの策定を促進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握と対応支援						地域産業支援課 商工企画課
② 国(経済産業省関連)・県の支援メニューの活用支援					<p>申請先: 県 申請期間: 第2次募集は4月中旬受付予定</p> <p>申請先: 商工会議所、 商工会 申請期間: R6.4.26</p> <p>申請先: 県 申請期間: 復旧事業 R.6.5.10 にぎわい創出事業 R6.4.19</p> <p>申請先: 県 取扱期間 R6.9.30</p>	地域産業支援課

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
③ BCP等の策定支援		<p>小規模事業者 事業継続力 強化補助金</p> <p>BCP策定の 普及・啓発</p> <p>副業・兼業マッチング事業 及び補助金の活用</p>	<p>事業継続力強化計画の策定、設備導入を支援する補助金</p> <p>必要に応じて延長を検討</p> <p>商工団体が実施するセミナー等の開催や、専門家派遣を支援</p> <p>延長予定</p> <p>県内企業が副業・兼業人材を活用する経費を支援</p> <p>必要に応じて延長を検討</p>		<p>申請先：商工会議所 商工会連合会 申請期間：未定</p> <p>申請先：県 申請期間： R7.3.10</p>	<p>地域産業支援課 労働政策課</p>
④ 雇用調整助成金の 特例措置の活用支援		<p>労働相談窓口の設置 県HPでの周知 (終期末定)</p>			<p>申請先：富山労働局助成金センター 申請期間：未定</p>	<p>労働政策課</p>

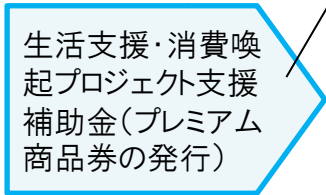
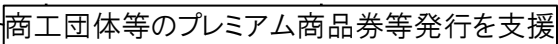

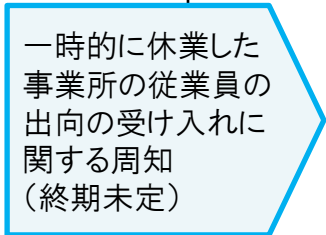
Ⅲ 地域産業の再生

15 地域経済の復興

概ね3年間で達成すべき目標

・県内被災地の商品等の流通を促進させることで、地域経済が活性化する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 消費の喚起					申請先: 県 申請期間: R6.7.31	地域産業支援課
② 日本橋とやま館を活用した復興応援フェア						商工企画課 観光振興室
③ 地域産業のレジリエンス強化						商工企画課 地域産業支援課 立地通商課 労働政策課 観光振興室

Ⅲ 地域産業の再生

16 観光関連産業の支援

概ね3年間で達成すべき目標

・地震による風評被害や旅行自粛が払拭され、旅行需要がV字回復するとともに、旅行者が安心して観光を楽しむ受入環境整備や高付加価値化・DXの推進により、地域全体が潤う持続可能な観光地づくりにつなげる。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 観光施設や宿泊施設の被災状況・影響の把握	被災状況やキャンセル等の影響の把握		旅行需要の回復(目標)			観光振興室
② 国・県の支援メニューの活用支援	国・県の支援メニューの情報提供等					観光振興室
③ 風評被害対策(観光プロモーション等)	公式観光サイト「とやま観光ナビ」やSNS、観光イベント等における正確な情報発信					観光振興室
④ 観光需要喚起	とやま応援クーポン (2/20~4/27※)	北陸応援割・とやま応援キャンペーン (3/16~4/26※)			(※)予算額に達し次第、終了	観光振興室
⑤ 周遊・滞在観光の推進	観光庁 地方における高付加価値なインバウンド観光地づくりモデル観光地※ マスタープラン策定				※北陸エリアが選定(R5.3)	観光振興室
⑥ 高付加価値化や生産性向上、DXの推進	マスタープランに基づく施策の検討・展開				R9年度以降も引き続き実施(予定)	観光振興室
⑦ 観光施設や宿泊施設の耐震化の促進の検討	要緊急安全確認大規模建築物の耐震化に向けた助言等					観光振興室

Ⅲ 地域産業の再生

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-1-① 農地・農業用水利施設の復旧

概ね3年間で達成すべき目標

- ・国や県の支援メニューを活用して、営農再開に向けた応急工事を進めながら、令和8年度までに本復旧を完了させる。
- ・下流人家等への影響など、多大な被害が想定される防災重点農業用ため池の地震耐性評価等調査を計画的に推進する。
- ・発災時でも土地改良区が業務継続できるよう、「土地改良区版BCP」を各土地改良区で作成する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 被災状況の把握・復旧	被災箇所把握 (～R6.5末頃)	応急工事 (～作付前)	必要に応じて延長 (～稲刈等)	復旧完了(目標)		農村整備課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業用水利施設等)	通水確認・補修	通水完了(目標)				農村整備課
③ 施設の耐震化・強靱化	防災重点農業用ため池の地震・豪雨耐性評価、劣化状況評価の実施				防災重点農業用ため池に係る防止工事等の推進に関する特別措置法(R2～12)によりR12年度まで実施予定	農村整備課
④ 土地改良区版BCPの作成支援	土地改良区への技術的指導・助言				作成完了(目標)	農村整備課

Ⅲ 地域産業の再生

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-1-② 農業施設等の再建と営農支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した農業者等の施設・機械の復旧を令和6年度中に完了する。
- ・生産基盤、地域営農体制の更なる強化を図る。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	＜特記事項＞	担当課
① 被災状況の把握・復旧・対策検討	被害状況の把握、調査 (～R6.8頃)	復旧や対策の検討への支援				農産食品課 農業経営課 農業技術課
② 国・県の支援メニューの活用支援 (農業施設等)	支援情報の提供・ 要望調査	農業施設(畜産含む) ・機械の復旧支援	①被災産地農業用施設支援事業 被災したカントリーエレベーター等の共同利用 施設の復旧を支援 ②被災農業者施設等支援事業:被災した農業 施設・機械等の復旧を支援 ③農業用共同利用施設災害復旧事業 被災した農業倉庫等の共同利用施設の復旧 を支援 ④畜産経営災害等総合対策緊急支援事業 被災した畜産施設・設備等の復旧を支援		①申請先:市町村 申請期限 (市町村→県): 調整中 ②申請先:市町村 申請期限 (市町村→県): R6.5.13 ③申請期限:調整中 ④申請先:(独)農 畜産業振興機構 申請期限:調整中	農産食品課 農業経営課 農業技術課
③ 営農継続の支援	融資相談窓口の設置	被災農業者等への金融支援 (貸付限度額の引上げ、5年間の実質無利子化等)			申請先:日本公庫、 金融機関 申請期限:R8.3.31	農業経営課
		収入保険の加入推進				

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
④ 地域営農の継続・強化	地域計画の策定推進	目標地図作成支援			R9年度以降も引き続き経営継承の啓発を実施(予定) 申請先:市町村 R9年度以降も引き続き広域連携づくりを実施(予定)	農産食品課 農業経営課 農業技術課
	経営継承の啓発	経営継承の啓発 (既存経営体の経営体質強化・農業者世代交代・基盤強化支援)				
	集落営農組織の広域連携啓発	集落営農組織の広域連携モデルづくり (組織間協議の支援、スマート農機等の導入支援、労働力確保支援)				
	被害状況に応じた栽培管理対策の検討	栽培管理の現地指導	集落営農組織の広域連携に向けた合意形成等を支援			
	被害状況に応じた栽培計画の見直しへの助言・指導		新たな栽培計画の実践			

Ⅲ 地域産業の再生

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-2 漁港・共同利用施設・漁船・漁具等の復旧と操業支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した漁業者等の漁船・漁具について、令和6年度中に復旧を完了する。
- ・被災した共同利用施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。
- ・被災した漁港施設等について、令和7年度中に復旧を完了する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課	
① 漁港施設等の被災状況の把握・復旧	被害状況の把握、調査 (～R6.5頃)	災害 査定	施設復旧事業の実施	復旧完了(目標)		水産漁港課	
② 共同利用施設等の被災状況の把握・復旧支援	被害状況の把握、調査 (～R6.6頃)	災害 査定	施設復旧事業の実施			水産漁港課	
③ 国・県の支援メニューの活用支援 (漁船、漁具等)	漁船・漁具の復旧支援		(復旧完了)			申請先: 東日本 信漁連	水産漁港課
	融資相談窓口の設置	被災漁業者等への金融支援 (5年間の実質無利子化等)					
④ 漁場環境の変化への対応	漁業者等が行う藻場の回復や、漂流・漂着物の除去等、漁場環境の復旧活動への支援		底質・藻場調査による環境変化把握	データ解析・とりまとめ		水産漁港課	

Ⅲ 地域産業の再生

17 農林水産業施設の復旧と経営支援 17-3 山地災害・林道・林業施設等の復旧と経営支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・被災した山地、林道、林業施設等について、令和8年度中に復旧を完了する。
- ・県土の強靱化、林業の生産性向上に取り組み、災害に強く持続可能な森づくりを推進する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 山地災害の被災状況の把握・復旧	被災状況の把握、調査 (～R6.秋頃)	山地災害復旧事業の実施		復旧完了(目標)		森林政策課
② 林道・林業施設等の被災状況の把握・復旧支援	被災状況の把握、調査 (～R6.秋頃)	林道復旧事業等の実施		復旧完了(目標)		森林政策課
③ 国・県の支援メニューの活用支援 (林業施設等)	林業施設、木材加工 流通施設等の復旧支援	復旧完了 (目標)				森林政策課

IV 北陸全体の復興に向けた連携

18 広域避難者の生活再建への支援

概ね3年間で達成すべき目標

- ・広域避難者の生活再建を支援する。
- ・発災時の広域避難対応を迅速に行うための体制を整備する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① ホテル・旅館等への避難者への対応	石川県との連絡調整、避難者への支援情報の提供	広域避難マニュアルの策定	要請に応じて実施			防災・危機管理課 医務課
	避難者の健康管理、要支援者への医療・福祉サービスの調整等		要請に応じて実施			
② 避難者への医療・福祉サービスの提供		避難者への医療・福祉サービスの提供	要請に応じて実施			高齢福祉課 障害福祉課 医務課
③ 児童生徒の就学機会の確保		児童生徒の就学機会の確保	要請に応じて実施			小中学校課 県立学校課

19 石川県での各活動の支援 19-1 救命活動

概ね3年間で達成すべき目標

- ・石川県における救助活動を着実に実施する

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 緊急消防援助隊の派遣	航空隊等の派遣	要請に応じて派遣			R9年度以降も必要に応じて実施	消防課
② 富山県警察災害派遣隊の派遣	災害派遣隊の派遣	要請に応じて派遣	要請に応じて派遣			警察本部 (警備課)

19 石川県での各活動の支援 19-2 復旧活動

概ね3年間で達成すべき目標

- ・石川県の災害廃棄物の処理の支援に向け、国、石川県、市町村、事業者団体との広域的な連携や調整を行う。
- ・石川県の被災者の生活再建を支援するため、災害ボランティアの派遣を行う。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1～)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課	
① 災害廃棄物処理の支援							環境政策課
② 災害ボランティアの派遣						県民生活課	

20 地域経済の復興

概ね3年間で達成すべき目標

- ・県内被災地の商品等の流通を促進させることで、地域経済が活性化する。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
① 日本橋とやま館を活用した復興応援フェア	フェアへの参加					商工企画課 観光振興室
② 地域産業のレジリエンス強化	一時的に休業した事業所の従業員の出向の受け入れに関する周知 (終期末定)					商工企画課 地域産業支援課 立地通商課 労働政策課 観光振興室

IV 北陸全体の復興に向けた連携

21 北陸地域の観光復興に向けた連携

概ね3年間で達成すべき目標

・地震による風評被害や旅行自粛を払拭し、いち早く県内の観光需要を回復するとともに、北陸地域への誘客や周遊・滞在観光を促進し、富山の観光復興が北陸地域の観光復興の推進力となる。

ロードマップ

目標に向けた取組内容	R5年度(R6.1~)	R6年度	R7年度	R8年度	《特記事項》	担当課
	北陸新幹線敦賀開業 (R6.3.16)	北陸DC (R6.10~12)				
① 北陸地域の魅力発信と観光需要喚起	北陸応援割・とやま応援キャンペーン (3/16~4/26※)	関西圏情報発信拠点の整備 (R6.7開設)	「北陸の一体感」と「各県の特徴・魅力」を最大限PR		(※)予算額に達し次第、終了 R9年度以降も引き続き実施(予定)	観光振興室
	JR大阪駅での開業イベント (3/16,17)	・全国的な誘客キャンペーン ・相互誘客・マイクロツーリズム		・北陸三県が連携した滞在周遊促進の取組みの継続		
② 北陸の滞在周遊促進と被災地域の観光事業者の復興支援	被災地と連携した応援企画の実施 (2/20~3/31)	・北陸の滞在周遊促進 ・各種イベントでの被災地復興支援 被災地域の観光事業者と連携した取組み		・観光客を呼び込むことによる北陸全体の復興支援	R9年度以降も引き続き実施(予定)	観光振興室

令和6年3月27日

防災・危機管理課

※下線部は前回(3/19)発表からの更新

I 地震の概要

- 1 発生時刻 令和6年1月1日16時10分
- 2 震源地 石川県能登地方
- 3 地震の規模 マグニチュード7.6(最大震度7:石川県(輪島市、志賀町))
- 4 県内震度
 - 震度5強 : 富山市、高岡市、氷見市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村(6市1村)
 - 5弱 : 滑川市、黒部市、砺波市、上市町、立山町、朝日町(3市3町)
 - 4 : 魚津市、入善町(1市1町)

II 県の対応等

月 日	対 応 等
1月1日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部設置 ・ 第1回 災害対策本部員会議開催 ・ 災害救助法適用(13市町村) ・ 自衛隊への災害派遣要請
2日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回・第3回 災害対策本部員会議開催
3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第4回 災害対策本部員会議開催
4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回 災害対策本部員会議開催 ・ 被災者支援パッケージの発表
9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第6回 災害対策本部員会議開催 ・ 被災者生活再建支援法適用(氷見市)
11日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (国) 激甚災害(本激)及び特定非常災害の指定
12日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1月補正予算専決処分
18日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者生活再建支援法適用(小矢部市)
19日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ (国) 非常災害の指定
20日(土)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣府防災担当大臣へ要望
24日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国土交通省、農林水産省、総務省、経済産業省の各大臣へ要望
25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者生活再建支援法適用(射水市) ・ (国)「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」発表
26日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「災害対策本部」を「復旧・復興本部」へ切替え
30日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年能登半島地震による宅地液状化災害を受けた勉強会設置
2月2日(金)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1回復旧・復興本部員会議開催 ・ 被災者生活再建支援法を全市町村に適用
6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月補正予算専決処分
27日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第2回復旧・復興本部員会議開催 ・ 富山県復旧・復興ロードマップ骨子を公表
3月18日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣、官房長官へ要望
<u>3月27日(水)</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>第3回復旧・復興本部員会議開催</u>

III 被害状況

1 人的被害（R6.3.27 10:00 時点）

		3/27 時点	増減(対3/19)	地域
死者		0	0	
行方不明者		0	0	
負傷者	重傷	3	0	富山 2、射水 1
	軽傷	44	0	富山 16、高岡 3、魚津 2、氷見 9、黒部 5、砺波 1、小矢部 2、射水 3 朝日 3
合計		47	0	

2 住家被害（R6.3.27 10:00 時点）

	全壊	半壊	一部破損	未分類	計
富山市	2	35	2,049	159	2,245
高岡市		<u>136</u>	<u>3,437</u>		<u>3,573</u>
魚津市			<u>60</u>		<u>60</u>
氷見市	<u>208</u>	<u>437</u>	<u>4,862</u>		<u>5,507</u>
滑川市			<u>151</u>	3	<u>154</u>
黒部市			<u>134</u>	<u>32</u>	<u>166</u>
砺波市			<u>114</u>	<u>4</u>	<u>118</u>
小矢部市	10	<u>32</u>	<u>1,200</u>	<u>28</u>	<u>1,270</u>
南砺市			<u>166</u>		<u>166</u>
射水市	<u>12</u>	<u>47</u>	<u>2,301</u>	<u>55</u>	<u>2,415</u>
舟橋村			16		16
上市町			<u>120</u>		120
立山町			<u>42</u>		<u>42</u>
入善町			56		56
朝日町			88	<u>23</u>	<u>111</u>
合計	<u>232</u>	<u>687</u>	<u>14,796</u>	<u>304</u>	<u>16,019</u>
(増減(対3/19))	(+ <u>19</u>)	(+ <u>37</u>)	(+ <u>765</u>)	(▲ <u>14</u>)	(+ <u>807</u>)

3 避難所の開設状況（R6.3.27 10:00 時点）

避難所数 417（R6.1.26 で全て閉鎖）

※ 津波警報の影響もあり、一時的に約 15,000 人の避難者が発生

4 水道施設の状況（R6.3.26 時点）

断水関係

- ・断水発生日時：1月1日 16:10以降
- ・断水の復旧状況

市町村名	断水戸数	復旧完了日
富山市	85	1月2日
高岡市	4,090	1月5日
氷見市	14,000	1月21日
小矢部市	525	1月9日
南砺市	27	1月3日
射水市	210	1月4日
計	18,937	

- ・給水場所：氷見市 1箇所（比美乃江小学校）

5 県管理公共土木施設等（R6.1.10 時点）

区 分	箇所・棟	被害額
(1) 道路（崩落、クラック、隆起、陥没等）	77	調査中
(2) 河川（護岸損傷、堤防損傷等）	15	調査中
(3) 砂防（斜面崩落、法面の一部崩壊、落石等）	12	調査中
(4) 港湾（舗装隆起、沈下、段差、護岸崩落等）	71	調査中
(5) 公園（照明落下、壁面損傷、天井板剥離等）	11	調査中
(6) 下水道（マンホール突出、路面隆起等）	6	調査中
(7) 県営住宅 （地中埋設管破損、地面の亀裂・陥没等）	3	調査中
合 計	195	調査中

6 農林水産関係（R6.3.26時点）※県調べ

区 分	箇所	被害額
(1) 農業関係 (畜舎・農作業所・共同利用施設・倉庫の損傷 等)	92	調査中
(2) 土地改良関係 (農地の被災、ため池堤体損傷、水路破損 等)	2,274	調査中
(3) 森林林業関係 (山腹崩壊、林道路肩崩壊・法面崩壊 等)	58	調査中
(4) 水産業関係 (漁港岸壁傾倒・沈下、漁船沈没、定置網破損・流出 等)	218	調査中
合 計	2,642	調査中

7 文化財の被害状況（R6.3.26時点）

66件（国指定21件、国登録28件、国選定3件、県指定14件）

（今回更新分）

種類	文化財の名称	所在地	被害状況	備考
国登録	じょうはな庵 (旧中谷家住宅)	南砺市	土蔵外壁の漆喰の脱落や土壁の落下	更新
国登録	有隣庵(旧土肥家住宅)	滑川市	屋根瓦がずれて雨漏りが発生	更新
国登録	養照寺本堂	滑川市	柱材の傾き	更新

※国・県指定等文化財のみ

8 宿泊施設のキャンセル等の影響（R6.1.31 時点）※県観光振興室調べ

特に地震被害の大きかった氷見市だけでなく、通常どおり営業を行っている多くの宿泊施設でキャンセルや自粛等の影響がみられた。7割以上の施設では大きく需要を逸失しており、平年（2019年もしくは直近）同期と比較し57,064人、7億4,502万円が減少となっている。

一方、震災復興関係の利用があるとみられる富山市及び県西部のビジネスホテルなどでは、需要増加となっている。

（1）需要【減】施設

1月			2月			合計	
回答施設数	人数	金額	回答施設数	人数	金額	人数	金額
78	▲27,902人	▲3億8,337万円	90	▲29,162人	▲3億6,165万円	▲57,064人	▲7億4,502万円

（2）需要【増】施設

1月			2月			合計	
回答施設数	人数	金額	回答施設数	人数	金額	人数	金額
33	19,264人	1億6,091万円	21	5,066人	5,513万円	24,330人	2億1,604万円

※全国旅行支援に参画いただいた宿泊施設284施設のうち111施設回答(回答率39.1%)

（参考）県全体の宿泊施設への影響（1月分・推計値）

上記の調査結果と、観光庁の宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査の結果をもとに、県全体で需要減となったキャンセルや風評被害による旅行控えの影響を推計

<需要【減】>

1月のキャンセル等の影響について							
1月営業実績【A】		2019年1月実績【B】		キャンセル等の影響【A-B】		キャンセル等の割合【A-B】 / 【B】	
宿泊数(人)	売上額(万円)	宿泊数(人)	売上額(万円)	宿泊数(人)	売上額(万円)	人数ベース(%)	売上ベース(%)
39,855	67,788	67,757	106,125	▲27,902	▲38,337	-41.2%	-36.1%
① 2019年1月の富山県内の延べ宿泊者数（宿泊旅行統計調査）						209,350人	
② 今回、回答施設の2019年1月の延べ宿泊者数（県調査）【B】						67,757人	
③ キャンセル等による県全体の需要減（人数）…推計値 （=①/②×【A-B（宿泊数）】）						▲86,209人	
④ キャンセル等による県全体の需要減（金額）…推計値 （=①/②×旅行消費単価伸び率※×【A-B（売上額）】）						▲20億1,366万円	

※旅行消費単価伸び率=2023年4~6月期旅行消費単価÷2019年1~3月期旅行消費単価

IV 支援状況

1 人的支援

(1) 県職員の派遣 (R6. 3. 26 時点)

市町村	業務内容	人数 (延べ)	派遣期間
高岡市	罹災証明発行事務	4名	1月15日～18日
	被災建築物応急危険度判定業務	14名	1月4日～6日
	保健業務	4名	2月6～7日
氷見市	罹災証明申請受付事務	204名	1月6日～3月22日
	住宅応急修繕受付事務	42名	1月7日～27日
	被災建築物応急危険度判定業務	36名	1月4日～11日
	下水道点検業務	11名	1月9日～16日
	災害廃棄物対応	20名	1月15日～2月9日
	保健業務	24名	1月10日～19日
	農業水利施設点検業務	421名	1月15日～
射水市	罹災証明発行事務	131名	1月12日～18日
			1月20日～3月22日

(2) 県内市町村職員の派遣 (R6. 3. 26 時点)

市町村	業務内容	人数 (延べ)	派遣期間等
高岡市	罹災証明発行事務	2名	1月15日 2市から派遣
	被災建築物応急危険度判定	12名	1月5～7日、9日、11日 4市町から派遣
	給水支援	2名	1月4日 1市から派遣
	被災瓦礫等処分業務	10名	1月12～19日 5市から派遣
氷見市	避難所運営	80名	1月2～9日、11～17日 11市町村から派遣
	被災建築物応急危険度判定	18名	1月5～7日 3市町から派遣
	保健業務	31名	1月15～19日 10市町村から派遣
	給水支援	120名	1月2～18日 6市町から派遣
	下水道管路の調査業務	76名	1月9～13日、15～18日 6市町・1一部事務組合から派遣
	被災住家等解体設計等業務	28名	2月5日～3月8日 5市町から派遣
射水市	罹災証明発行事務	55名	3月4～29日 10市町から派遣
			1月13～19日、3月4～29日 9市町から派遣

(3) 総務省「応急対策職員派遣制度」を活用した都道府県、政令市職員の派遣

(R6. 3. 26時点)

受援団体	支援団体	期 間	派遣人数
高岡市	広島市	1月9日(火)から 1月20日(土)	3人(1月9日) 9人(1月10日~11日) 13人(1月12日~18日) 11人(1月18日~20日)
氷見市	福島県	1月12日(金)から 2月9日(金)	20人(1月12日~15日) 40人(1月16日~2月9日)
	岡山県	1月21日(日)から 3月10日(日)	3人(1月21日~22日) 23人(1月23日~26日) 22人(1月27日~3月4日) 17人(3月5日~10日)
射水市	青森県	1月14日(日)から 1月29日(月)	17人(1月14日~19日) 23人(1月20日~29日)

(4) 環境省「災害廃棄物処理支援員制度」及び広域連携計画に基づく災害廃棄物処理に係る自治体職員の派遣

(R6. 3. 26時点)

受援団体	支援団体	期 間(予定)	派遣人数(予定)
氷見市 高岡市 射水市 小矢部市 富山市	千葉県館山市	1月30日(火)から 2月9日(金)	各日1人の専門職員(のべ4人)を5市に順次派遣 ※災害廃棄物処理支援員制度
氷見市 高岡市 射水市	神奈川県横須賀市、 茨城県日立市等	3月4日(月)から 氷見市 3月31日(日) 高岡市 3月30日(土) 射水市 3月29日(金)	氷見市各日2人 高岡市各日2人(日なし) 射水市各日2人(土日なし)

2 令和6年能登半島地震による被災者支援パッケージの主な進捗状況 (R6.3.26時点)

(1) 被災者の生活確保

メニュー項目	状況	窓口
被災世帯に対する知事見舞金の支給	○ 被災者から問い合わせあり。	厚生企画課
被災者生活再建支援金の支給	○ 1月9日、国の被災者生活再建支援法を氷見市に適用 ○ 1月12日、県独自の被災者生活再建支援制度を新たに創設 ○ 1月18日、同法を小矢部市に適用 ○ 1月25日、同法を射水市に適用 ○ 2月2日、同法を全市町村に適用 ○ 2月15日、県内対象者支給開始 ○ 各市町村において受付中	厚生企画課
災害弔慰金・災害障害見舞金	○ 各市町村において受付中	厚生企画課
災害援護資金の貸付	○ 各市町村において受付中	厚生企画課
生活福祉資金貸付	○ 県社会福祉協議会において申請受付中	県社会福祉協議会
災害復旧資金貸付	○ 北陸労働金庫において相談・申請受付中	北陸労働金庫
県営住宅の一時提供	○ 入居：28世帯 (富山14、高岡2、射水3、氷見1、石川県8)	建築住宅課
賃貸型応急住宅の一時提供	○ 入居： <u>138</u> 世帯	建築住宅課
住宅の応急修理	○ 各市町村において受付中	厚生企画課
全壊・半壊した住宅等の公費解体	○ 各市町村において申請受付中または受付準備中	環境政策課
被災住宅相談所の開設	○ 高岡市役所、氷見市役所等3ヶ所において実施(1月17日～2月18日)	建築住宅課
県立高校及び私立学校の授業料等減免	(県立学校) 県立高校4校から受付 (私立学校) 0件	県立学校課 学術振興課
教科書、学用品の給与	○ (県立学校) 県立高校1校から受付	小中学校課、県立学校課、学術振興課
県立大学の入学考査料、入学料、授業料の全額免除	○ 入学考査料(申請) 4件 ○ 入学料・授業料(申請) 1件	学術振興課
生活必需品の給与又は貸与	○ 各市町村において受付中	厚生企画課
外国人の方の相談対応	○ 富山県外国人ワンストップ相談センター 地震関係の相談・問合せ <u>56</u> 件	国際課

(2) 長期間の避難生活を行っている方への支援

メニュー項目	状況	窓口
ホテル・旅館等の避難所活用	○ 県内市町村から、1月10日～31日までの期間中、累計7世帯12名の方が避難。(現時点では避難なし)	防災・危機管理課

(3) 大学入学共通テスト受験生への支援

メニュー項目	状況	窓口
共通テスト受験生への 宿泊費助成	○ 県立学校：15件受付 ○ 私立学校：1件受付	県立学校課 学術振興課

(4) 中小企業・働く方に対する支援

メニュー項目	状況	窓口
緊急金融相談窓口の設置	○ 相談件数：57件	地域産業支援課
県による震災対策特別 融資の創設	○ 1月15日より取扱開始 申込件数：25件	地域産業支援課
被災事業者復旧等支援 窓口の設置	○ 相談件数： <u>1,121</u> 件	地域産業支援課
富山県なりわい再建支 援補助金	○ 第1次募集 2月28日～3月15日 受理件数：38件	地域産業支援課
事業者・働く方の雇用 に関する相談	○ 県の労働相談ダイヤル 相談件数：1件	労働政策課

(5) 農林漁業者に対する支援

メニュー項目	状況	窓口
農業被害に係る金融支援	○ 申請なし 相談1件	農業経営課
水産業被害に係る金融 支援	○ 申請1件 相談 <u>11</u> 件	水産漁港課

(6) 県税の軽減措置

メニュー項目	状況	窓口
県税の減免措置、申告・ 納付の延長等	○ 申請 <u>10</u> 件 ○ 問い合わせ 49件	税務課

(7) 医療・健康・福祉

メニュー項目	状況	窓口
医療保険の窓口負担・ 介護保険の利用料の猶 予・免除	○ 各保険者（市町村等）において対応中	厚生企画課
国民健康保険料（税）の 減免	○ 各市町村において対応中	厚生企画課

(8) 被災地への支援

メニュー項目	状況		窓口
災害ボランティアセンターの設置	市町村	概 要	県社会福祉協議会(県民生活課)
	高岡市	1月4日 設置、同日受付開始 (現在受付一時停止中) 5日 活動開始 ニーズに応じて活動 活動内容: 液状化でたまった側溝等の泥出し、 家財の搬出・災害ごみの運搬	
	氷見市	1月5日 設置、同日受付開始 (現在受付一時停止中) 9日 活動開始 <u>3月20日 災害ゴミ置き場の閉鎖に伴い、 一時活動停止</u> 活動内容: <u>公費解体家屋の家財搬出・撤去転居支援等</u>	
	小矢部市	1月3日 設置、同日受付開始 (現在受付一時停止中) 5日 活動開始 ニーズに応じて活動 活動内容: 災害ごみの運搬、被災家屋の片付け	
	射水市	1月3日 設置、4日受付開始 6日 活動開始 31日 閉鎖	
災害義援金	○ 受入金額: <u>15億960万円</u>		出納課
義援物資の受付	○ 172企業・団体 419件 2月13日をもって義援物資の受付を終了。		総務会計課
県への寄附(復旧・復興、被災地支援)	○ 寄附件数: : 11件、金額: 8,350万円		出納課
ふるさと納税(個人版)を通じた寄付金の受付	○ 寄附件数: <u>6,071件</u> 、金額: <u>6,483万円</u>		税務課
企業版ふるさと納税制度を活用した寄付金の受付	○ 寄附件数: <u>35件</u> 、金額: <u>1億45万円</u> その他、複数社から寄附の申出、相談があり 受入れに向けて調整中。		地方創生・移住交流課

3 石川県への支援

(1) 緊急対応 (R6. 3. 26 時点)

① 緊急消防援助隊

- ・ 富山県大隊に対し、1月8日、消防庁から出動指示。石川県珠洲市へ派遣。
(延べ281名、1月10日～1月22日、48名救急搬送)

② 消防防災航空隊

- ・ 富山県航空小隊に対し、1月1日、消防庁から出動指示。
石川県内での救助・救急搬送(1月1日～2月20日) 1月1日は情報収集。
計20回出動(うち1回は県内情報収集)、44名救助(うち33名救急搬送)

(2) 救出救助部隊等の広域派遣 (R6. 3. 26 時点)

- ・ 1月7日から10日の日程で、富山県警察広域緊急援助隊警備部隊を石川県輪島市に派遣。被災地において要救助者の救出活動にあたった。
- ・ 1月24日から29日の日程で、富山県警察広域緊急援助隊交通部隊を石川県内に派遣。
- ・ 2月1日から10日の日程で、富山県警察緊急災害警備隊を石川県輪島市内に派遣。
- ・ 2月7日から、富山県警察特別自動車警ら隊を石川県内に派遣。
- ・ 2月13日から19日の日程で、富山県警察広域警察航空隊を石川県内に派遣。
- ・ 3月6日から13日の日程で、富山県警察広域緊急援助隊交通部隊を石川県内に派遣。

(3) 医療保健福祉の支援 (R6. 3. 26 時点)

- ・ 富山県DMAT(災害派遣医療チーム)を石川県に派遣(1月2日～2月16日)
- ・ 富山県DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)を石川県に派遣(1月5日～)
- ・ 富山県DPAT(災害派遣精神医療チーム)を石川県に派遣(1月5日～2月12日)
- ・ 富山DWA T(災害派遣福祉チーム)を石川県に派遣(1月12日～)
- ・ 県内の介護職員等が石川県の社会福祉施設等で活動(1月12日～)
- ・ 日赤富山県支部が石川県で活動(1月2日～)
- ・ 富山県立中央病院の看護師を石川県立中央病院に派遣(2月5日～3月1日)
- ・ 富山県厚生部の獣医師を石川県に派遣(3月16日～3月24日)

(4) 広域避難者等の受入れ (R6. 3. 26 時点)

- ・ 石川県が設置した「2次避難所運営事務局コールセンター」等を経由したホテル・旅館等への避難者 265名(1月3日～累計648名) を受入れ
- ・ ドクターヘリによる石川県からの患者23名受入れ(1月2日～)
- ・ 自衛隊機等による石川県からの患者等127名受入れ(1月4日～)
(患者45名、高齢者施設入所者82名)
- ・ 石川県の1.5次避難所等からの高齢者 21名 受入れ(2月5日～)
- ・ 公営住宅において 19世帯35名 を受入れ(1月9日～)

(5) 災害ボランティアの派遣 (R6. 3. 26 時点)

- ・ 災害ボランティアバスを運行し、石川県七尾市に災害ボランティアを派遣
活動内容：災害ごみの片付け、運搬等
(2月17日、18日、3月9日、10日、16日、17日 各30名派遣)

(6) 災害廃棄物処理の支援 (R6. 3. 26 時点)

- ・ 石川県の災害廃棄物の処理にあたり、環境省、中部9県等からなる「大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会」の広域処理の枠組みを活用し支援
- ① 石川県穴水町が設置した災害廃棄物仮置場の廃棄物について、(一社)富山県産業資源循環協会、富山地区広域圏事務組合等の関係者と連携し、その処理を支援(1月18日～)
- ② 石川県輪島市等のし尿の一部について、高岡市等と連携しその処理を支援(1月31日～)
- ・ 石川県災害廃棄物処理実行計画が策定され(2/29)、本県を含む石川県外の民間事業者等での広域処理も計画されていることから、その具体化に向けて必要な協力を予定

(7) その他 (R6. 3. 26 時点)

① 市町村職員の派遣

- ・ 上市町から石川県中能登町に、職員(被災建築物応急危険度判定業務)を派遣(1月11日～19日)
- ・ 富山市、魚津市、滑川市、砺波市、南砺市及び立山町から石川県七尾市に、職員(水道復旧業務)を派遣(1月25日、2月5日～)

② 消防職員の派遣

- ・ 県内全7消防本部から奥能登広域圏事務組合消防本部に消火隊2隊を派遣(2月3日～3月4日)
- ・ 富山市から奥能登広域圏事務組合消防本部に救急隊1隊を派遣(2月3日～12日)